

「広報ひがしうら」への外部からの掲載依頼に関する取扱基準

広報ひがしうらへの掲載について、限られた予算の範囲内で紙面を有効に使うこと及び掲載の公正性を確保するため、次のとおり町の執行機関以外からの掲載依頼に関する取扱基準を設ける。

- 1 町広報としての公共性及び中立性を保つため、営利、政治及び宗教に関する記事並びに公序良俗に反する記事は掲載しない。
- 2 原則として町が後援及び協賛する事業、町民の町への愛着を高める等の公益的な町内の話題等については掲載する。
- 3 行政情報について、次に掲げる事業で広く町民へ知らせる必要があるものは掲載する。
 - (1) 国及び県が行う事業で、町民への周知が必要なもの
 - (2) 知多地域5市5町内又は衣浦定住自立圏内の自治体が共同して行う事業
 - (3) その他公共団体が行う事業で、町民への周知が特に必要なもの
- 4 上記2及び3に該当しない掲載依頼は、町民に有益な情報であり、かつ、次のいずれかに該当する場合にのみ掲載する。
 - (1) 普段、町内で活動している団体からの掲載依頼で、町内又は隣接市町（半田市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、刈谷市、高浜市）で開催する事業であること。
 - (2) 企業等からの依頼については、受講料や参加費、入場料等が無料の催し等であること。
- 5 上記2から4までのほか、広報しないことで町民の大多数が不利益を被るもの又は他市町の住民と東浦町民との間に大きな格差を生じるものについては掲載する。
- 6 外部からの掲載依頼に関する取扱基準の適用について
平成26年4月1日から適用する。
平成26年7月1日から適用する。